

2019年度東京理科大学における自己点検・評価の基本方針

2019年3月20日

大学質保証推進委員会

1. 規程及び内部質保証の方針

学則第2条の2、大学院学則第1条の2の規定、「東京理科大学内部質保証推進規程（以下「推進規程」という。）及び「内部質保証の方針」に基づき、自己点検・評価を実施する。

[内部質保証の方針]

本学における内部質保証の方針は、建学の精神・教育研究理念をはじめとする理念・目的、各種方針等に基づいて、教育研究活動その他大学の諸活動を自己点検・評価したうえで、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育研究の質を継続的に向上させる。（以下「PDCA サイクル」という。）

また、このPDCA サイクルを実質化するとともに、サイクル自体の適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究活動の組織的・継続的な改善に結びつける。と定めている。

2. 実施対象

自己点検・評価を対象とする単位は本学、及び本学を構成する学部、研究科、教育支援機構、研究推進機構、国際化推進機構、学生支援機構、その他関係事務局（以下「各部局」という。）とする。

3. 対象期間

2019年度自己点検・評価の評価対象期間は、2019年4月1日から2020年3月31日とする。但し、2020年度の大学機関別認証評価の受審を考慮し、2020年4月末日までに2019年度自己点検・評価報告書を認証評価機関へ提出することを念頭に計画すること。

4. 評価項目

2020年度に大学機関別認証評価を受審することから、公益財団法人大学基準協会が明示する大学基準及び点検・評価項目に準じることとする。なお、その詳細については、自己点検・評価委員会で定めるが、「基準2：内部質保証」は、認証評価において重視して評価される項目であることから、本学における自己点検・評価の最重要項目に位置付ける。あわせて推進規程及び内部質保証の方針に基づき、新たな内部質保証推進体制の下、基準2以外の基準についても内部質保証の概念を取り入れて点検・評価、改善活動を行うこととする。

5. 実施、及び取りまとめ

推進規程に基づき、大学質保証推進委員会（以下「本委員会」という。）によって自己点検・評価の基本方針を定めたことを受けて、自己点検・評価委員会は本学における自己点検・評価の実施を担う組織として、自己点検・評価の項目の設定、及び実施体制の整備、自己点検・評価の促進及び啓発、自己点検・評価活動の取りまとめ等を行うこととする。

なお、自己点検・評価の結果、改善事項がある場合には、その事実だけでなく、今後の改善に向けての方針・プロセス等も含めて、本委員会に具体的に報告するものとする。

6. 自己点検・評価に際しての留意事項

自己点検・評価の実施に際しては、先に述べたことのほか、以下の点に留意し評価の質の向上に努めるものとする。

- (1) 各部局は、学科・専攻等の教育研究活動を担う関係組織にも配慮して、自己点検・評価を行うこととする。
- (2) 自己点検・評価を実質化したものとするため、積極的に根拠資料、及びデータ等に基づいた評価を行うこととする。
- (3) 自己点検・評価に際しては、主観的な評価だけではなく、外部からの意見等、客観的な評価等を取り入れることとする。
- (4) 自己点検・評価の結果に基づく改善事項への対応は、推進委員会からの具体的な改善指示及び各部局において取り上げた改善を要する事項により、各部局が作成する改善計画に基づき改善を進め、中間経過等の報告を含め、計画的に取り組むこととする。